

## 重点事業推進積立金に関する内規

(2015年6月27日 総会決定)

1. 本学会会計に、経常会計とは区別して管理される特別会計としての重点事業推進積立金会計を設ける。
2. 重点事業推進積立金は、年度を越えた計画的な取り組みに基づいて以下の事業を実施するために使用するものとする。
  - (1) 各種記念事業(学会創設○○周年記念行事等)
  - (2) 学会員の研究成果の海外への発信のための出版事業(電子媒体を含む)
  - (3) 国際シンポジウム開催等の国際交流事業
  - (4) 学会史の刊行
  - (5) その他、総会において承認を受けた事業各年度の重点事業推進積立金会計予算・決算の収入の部は、当年度の積立金(経常会計からの繰入金)、利子収入、および前年度からの繰越金で構成し、支出の部は、当年度の取崩金(経常会計への繰入金)、および次年度への繰越金で構成されるものとする。
3. 各年度の重点事業推進積立金会計予算・決算、および、取崩金(経常会計への繰入金)によって実施する事業の計画は、幹事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

附則 2016年6月25日一部改正